

■事務室の方へ 恐れ入りますが、分会長さんへお渡しください。

長野高教組FAXニュース	増刷りの上、職場のみなさんに配布してください。
〒380-8790 長野市県町 593 TEL 026-234-2216 FAX 026-234-2219 メール naganokokyoso@educas.jp HP http://naganokokyoso.com/ FAX ニュースは、HP からダウンロードできます	2020年4月10日(金) No. 365 (20-03)

朗報！妊娠中の方・基礎疾患のある方の在宅勤務が認められました！ご活用ください。

4月10日(金)9:00～行った緊急要請に対し、県教委が「特に最近(子どもの引っ越しなどで)県外に行った方と、健康上の課題を抱えた方、妊娠している方については命を守るという観点で重要な指摘と受け止め、至急どんな対応ができるか検討する」と回答しました。その後、大至急の調整が行われて4月10日午後、各学校長あてに以下の通知が発せられ、早いところでは本日の臨時職員会で学校長から周知されました。高教組の要請に真摯に対応した県教委の姿勢を高く評価します。今後とも現場の皆さんの要望を県教委に伝えこの緊急事態に対応していきます。この間の高教組の取り組みと成果をすべての教職員に伝え、高教組の仲間に加わっていただくことを呼びかけます。

新型コロナウイルス感染症の感染防止のための在宅勤務実施要領

1 目的

新型コロナウイルス感染者が増大している状況に鑑み、児童生徒や教職員への感染を防止するとともに、感染した場合に重症化しやすいと考えられる教職員を同感染症から守るため、県立学校において特別に在宅勤務を実施する。

2 対象教職員

以下に例示する者その他校長が適当と認める者であって、常勤職員とする。

ア 妊娠中の方

イ 基礎疾患(糖尿病、心不全、呼吸器疾患等)を有する者

ウ 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第32条第1項の規定に基づく緊急事態宣言において緊急事態措置を実施すべき区域とされた地域に滞在※1していた者※2で、滞在から戻ってきた翌日から14日間※3を経過するまでの者
※1 公用・私用の別及び期間を問わず当該地域に出向していたものを含む。

3 在宅勤務の実施場所

在宅勤務は、在宅勤務を実施する教職員(以下、「実施教職員」という)の自宅で行い、実施教職員は、自宅において私的な空間と業務を行う空間を区分する等業務の円滑な遂行に必要な環境の確保に努めるものとする。

4 在宅勤務の期間

臨時休業が終了するまでの間において、学校運営に支障のない範囲で校長が適当と認める期間。なお、2ウの該当者にあつては、滞在から戻ってきた翌日から14日間を経過するまでとする。